

単独通所事業 令和7年度（2025年度）利用児募集要項 1次募集

豊中市立児童発達支援センター通所部門 単独通所事業は、子どもの育ちにあった小さな集団での遊びや生活を通して、気持ちが通い合う関係の土台づくりや自信や意欲など子どもの持てる力が発揮され、生活する力をつけていくなど、一人ひとりの子どもにあった育ちを支援します。



1. 対象

豊中市内に在住し、児童発達支援を受けるための受給者証をお持ちの

平成31年（2019年）年4月2日～令和4年（2022年）4月1日生まれのお子さま

2. 利用時間

平日 月曜日から金曜日の10:00～14:00（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み）

- ・送迎バスがあります（別途、市の事業委託としての実施）。なお、お住まいの地域によっては、自力通所をお願いすることもありますのでご了承ください。
- ・給食があります（別途、市の事業委託としての実施）。また、年に数回、弁当日を設ける予定です。
- ・新しく利用される方は、療育開始して約2週間は週5日の親子通所となります（お子さまの様子によっては、親子通所の期間を延長することもあります）。
- ・毎月2回程度、保護者に療育参加していただく“親子通所日”や“親子行事”を予定しています。
- ・保護者向けの研修会や個別面談等で、保護者のみで来所していただく日もあります。

3. 利用料

児童発達支援利用については、国が定める幼児教育・保育の費用の無償化の実施に伴い、就学前の児童の発達支援に係る費用は無償化（無料）となります。

- ・他の児童発達支援事業所をご利用の方は、同日のサービス利用はできませんので、ご了承ください。
- ・利用にあたっては、児童発達支援利用のための受給者証の申請が必要です。
- ・給食費は別途徴収させていただきます。

4. 利用申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、申し込み期間内に、郵送または直接ご持参にてご提出ください。

申し込み期間	2025年1月10日（金）から1月24日（金） 17時まで
--------	-------------------------------

※申込前に見学をされていない方は、直接ご持参くださいますようお願いいたします。

- ・お電話ならびにご持参される場合、療育終了後の平日14:00～17:00の時間帯にお越しくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：豊中市立児童発達支援センター通所部門

住 所：〒561-0854 豊中市稲津町 1-1-20 1階

TEL：06-6676-7890